

熊本県教育委員会教育長
長崎県教育委員会教育長
鹿児島県教育委員会教育長 殿

文化庁文化資源政策・記念物課長
三輪 善英

令和 8 年熊本地震に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第 1 2 5 条
及び第 1 6 8 条の規定の適用について（通知）

史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 1 2 5 条第 1 項本文により文化庁長官の許可が必要ですが、同項ただし書において「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は許可を要しないこととされています。

本条に関し、令和 8 年熊本地震に伴う災害復旧事業で貴県内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、下記により、「非常災害のために必要な応急措置」として取り扱うこととします。

また、国の機関が災害復旧事業を行う場合における文化財保護法第 1 6 8 条の規定の適用についても、同様の取扱いとします。

貴県におかれては、この旨御了知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、貴県の域内の関係市町村に対し、この趣旨を徹底するとともに、適切に御指導くださるようお願いいたします。なお、個別の事案について疑義が生じた場合は、その都度御照会願います。

記

対象となる災害復旧事業の範囲は、令和 8 年熊本地震に伴う復旧事業のうち、以下の①から⑦までにいずれかに該当し、かつ、令和 8 年 1 1 月 3 0 日までに着手するものとする。

- ① 崩落した土砂、落石等の撤去及び除去
- ② 崩落した法面等の応急的な崩落防止対策
- ③ 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
- ④ 緊急車両のための仮設道の設置
- ⑤ 撤去物の仮置き
- ⑥ その他緊急を要するもの

なお、災害復旧事業の進捗状況等にかんがみ、上記取扱いの延長が必要な場合は、別途通知する。

【本件担当】

文化庁文化資源政策・記念物課
電話：075－451－4111（代表）

支援・審議会係	杉本（内線9665）
史跡部門	渋谷、浅野（内線9767）
名勝部門	平澤、青木（内線9775）
天然記念物部門	江戸、田中、香取（内線9777）